

平成二十年五月八日提出  
質問第三六二号

後期高齢者医療制度に係る保険料の見通しに関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 後期高齢者医療制度に係る保険料の見通しに関する質問主意書

平成十八年十月五日に行われた「社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会（第一回）」に提出された「後期高齢者医療制度の概要」と題する資料（以下、特別部会資料という）を見ると、後期高齢者医療制度保険料は、平成二十年度が六・一万円、平成二十七年には八・五万円と試算されている。また、高齢者負担率は、平成二十年度が十％、平成二十七年には十・八％とある。また、一人あたりの国民健康保険料については、平成二十年度が七・九万円、平成二十七年には九・七万円と試算されている。この試算に関連して、後期高齢者医療制度の保険料の将来見通しについて質問する。

一 特別部会資料では、一人あたり国民健康保険の保険料について、平成二十年度が七・九万円、平成二十七年には九・七万円と試算されている。この試算に変更はないか。また、この試算を行った方法について、試算過程を検証できるように、教えていただきたい。

二 特別部会資料の「保険料等の変化（試算）」では、平成二十年度の一人あたり後期高齢者保険料は、年額六・一万円とある。一方、同じ特別部会資料の「後期高齢者医療制度の保険料（平成二十年度推計）」では、年額七・四万円となっている。同じ特別部会資料において、同じ年度の年額保険料が違って

由を、分かりやすく教えていただきたい。

三 特別部会資料の「保険料等の変化」で行われている試算は、以下のものであると理解して間違いないか。平成二十年度の年額保険料六・一万円を起算点とし、平成二十七年には七十四歳以下の人口の減少によつて高齢者医療費を高齢者が負担する割合が十・八％に増加するため、保険料は、人口構成の変化によつて、まず六・五八八万円に増加する。さらに、平成二十七年は平成二十年度の七年後であるため、一人あたりの後期高齢者医療費が伸びて、年額八・五万円となった。その前提となる一人あたりの後期高齢者医療費の伸びは、七年間で約二十九％であり、年あたり伸び率を計算すると、約三・七％である。もし、この理解に、間違いがあれば、正しい試算過程を分かりやすく教えていただきたい。

四 特別部会資料の「保険料等の変化（試算）」では、平成二十年度の一人あたり後期高齢者保険料は、年額六・一万円とある。実際の平成二十年度の一人あたり後期高齢者保険料は七・二万円であり、この平成二十年度の実績を起算点として、特別部会資料と同じ計算方式となるように試算するならば、起算点が六・一万円から、七・二万円すなわち一・一八倍になっており、計算過程は同一であるため、結果も一・一八倍となり、平成二十七年の後期高齢者保険料は約十万円となる。この試算に間違いはないか。も

し、この試算に、間違いがあれば、正しい試算過程を分かりやすく教えていただきたい。

五 平成二十年四月十一日、新聞各紙が「全国平均の後期高齢者保険料は、平成二十年の約七・二万円から平成二十七年には八・五万円となる」と報道した。この報道は正しいか。

六 五の報道が間違っている場合、新聞社に訂正を求めたか。

七 五の報道が間違っている場合、何年後にいくらになるか。それはいつ明らかになるか。

右質問する。